

特定非営利活動法人 秋田ふるさと応援団 定款目次

第 1 章 総 則P 1左	第 31 条 議 長
第 1 条 名 称	第 28 条 定 足 数
第 2 条 状 事 務 所	第 32 条 議 決
第 3 条 目 的	第 33 条 表 決 権 等
第 4 条 特定非営利活動の種類	第 34 条 議 事 録
第 5 条 事業の種類	
第 2 章 会 員P 1右	第 6 章 資 産P 4右
第 6 条 種 別	第 35 条 資産の構成
第 7 条 入 会	第 36 条 資産の区分
第 8 条 入会金及び会員	第 37 条 資産の管理
第 9 条 会員の資格喪失	
第 10 条 退 会	第 7 章 会 計P 5左
第 11 条 除 名	第 38 条 会計の原則
第 12 条 拠出金品の不返還	第 39 条 会計の区分
	第 40 条 事業年度
第 3 章 役 員P 2左	第 41 条 事業計画及び予算
第 13 条 種別及び定数	第 42 条 暫 定 予 算
第 14 条 選 任 等	第 43 条 予算の追加及び更正
第 15 条 任 務	第 44 条 事業報告及び決算
第 16 条 任 期	第 45 条 臨機の措置
第 17 条 欠員補充	
第 18 条 解 任	第 8 章 定款の変更・解散及び合併P 5右
第 19 条 報 酬 等	第 46 条 定款の変更
	第 47 条 解 散
第 4 章 総 会P 3左	第 48 条 残余財産の帰属
第 20 条 種別・構成・開催	第 49 条 合 併
第 21 条 総会の権能	
第 22 条 招 集	第 9 章 公 告P 6左
第 23 条 議 長	第 50 条 公告の方法
第 24 条 定 足 数	
第 25 条 議 決	第 10 章 事 務 局P 6左
第 26 条 議 事 録	第 51 条 事務局の設置
	第 52 条 職員任免
第 5 章 理 事 会P 4左	第 53 条 組織及び運営
第 27 条 構 成	
第 28 条 理事会の権能	第 11 章 雑 則P 6左
第 29 条 開 催	第 54 条 諸 規 程
第 30 条 招 集	附 則

特定非営利活動法人 秋田ふるさと応援団 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人秋田ふるさと応援団（以下「当法人」という）と称し、略称をNPO法人秋田ふるさと応援団と称する。

第 2 条 (事 務 所)

当法人の主たる事務所は、東京都中野区東中野5丁目22番14号パークハウス東中野リブゴージュ104号に置く。

第 3 条 (目 的)

当法人は、広く一般市民を対象として、首都圏で開催される各種の競技大会において、所属・出身校の枠を超えて集い応援することにより、学術、文化、芸術、スポーツの振興と子供たちの健全育成及び公益に貢献することにより、秋田県の活性化に寄与することを目的とする。

第 4 条 (特定非営利活動の種類)

当法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動

第 5 条 (事業の種類)

当法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ①各種の競技大会等における応援事業
- ②首都圏で開催される各種の展示、発表会等の情報提供、勧誘事業
- ③学術、文化、芸術、スポーツ振興のための事業
- ④秋田県及び秋田県下の自治体等が行う各種イベント等を支援する事業

- ⑤活動資金調達のためのイベント開催・物品斡旋等
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 6 条 (種 別)

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 第3条の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 第3条の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

第 7 条 (入 会)

会員の入会について、特に条件は定めない

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする
3. 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4. 理事長は、正当な理由により第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 9 条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し

て、任意に退会することができる。

第11条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 (提出金品の不返還)

既に納付した入会金・会費その他の提出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

第13条 (種別及び定数)

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上
- (2) 監 事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、1名以上2名以内を副理事長とする

第14条 (選 任 等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員には、その配偶者若しくは3親等以内の親族を含まないものとする。
5. 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。

第15条 (任 務)

理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行状況又は当法人の財産の状況について、理事に対し意見を述べること。

第16条 (任 期)

役員任期は、10月1日から翌々年9月30日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前第1項の規定に係らず、後任の役員が就任するまで、現任の役員が職務を継続しなければならない。
3. 任期の途中で就任した役員任期は、現任者の任期の期間とする。

第17条 (欠員補充)

理事の定数の3分の1又は監事に欠員を生じた場合は、遅滞なく補充しなければならない。

第18条 (解 任)

役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により解任する事ができる。

この場合、当該役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の病のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条 (報 酬 等)

役員は無報酬とする。

2. 役員が職務を遂行するための費用について、特に必要と認められる場合は、実費を弁償することができる。
3. 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総 会

第 20 条 (種別・構成・開催)

総会は、当法人の最高議決機関とし、通常総会と臨時総会とする。

2. 総会は、正会員をもって構成する。
3. 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 か月以内に開催する。
4. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

第 21 条 (総会の権能)

総会は、次の各号について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度の収益を以て償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

第 22 条 (招 集)

総会は、第 20 条第 4 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する

2. 理事長は、第 20 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

第 23 条 (議 長)

総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第 24 条 (定 足 数)

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

2. 出席者数には、書面又は電磁的記録による出席及び書面又は電磁的記録による委任状を含むものとする。

第 25 条 (議 決)

総会における議決事項は、第 22 条により告示した事項とする。

- ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほかは出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。
 3. 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 4. 第 24 条により書面又は電磁的記録により委任した者及び書面又は電磁的記録により出席した者の賛否を含むものとする。
 4. 総会の議事について、特別な利害関係を有する正会員は、当該議事の議決に加わることができない。

第 26 条 (議 事 録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任がある場合は、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議長及び議事録署名人 2 名の住所、記名押印又は署名

第 5 章 理 事 会

第27条 (構 成)

理事会は、理事を以って構成する。

第28条 (理事会の権能)

理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第29条 (開 催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上が、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

第30条 (招 集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第31条 (議 長)

理事会の議長は、理事長が務める。

第32条 (議 決)

理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第33条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は

電磁的記録により表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第34条 (議 事 録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者の氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、議長及び議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資 産

第35条 (資産の構成)

当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 賛助金
- (4) 分担金
- (5) 協賛金及び寄付金品
- (6) 財産から生じる収益
- (7) 事業に伴う収益
- (8) その他の収益

第36条 (資産の区分)

当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第37条 (資産の管理)

当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会 計

第 38 条 (会計の原則)

当法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 39 条 (会計の区分)

当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第 40 条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

第 41 条 (事業計画及び予算)

当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 42 条 (暫定予算)

前条の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 43 条 (予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第 44 条 (事業報告及び決算)

当法人の事業報告書、活動計算書・貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

第 45 条 (隠蔽の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

第 46 条 (定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第 47 条 (解 散)

当法人は、次に掲げる事由に該当するとき解散する。

- (1) 総会において解散を議決したとき
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が不能となったとき
- (3) 正会員が欠乏し活動が不能となったとき
- (4) 合併したとき
- (5) 破産手続開始の決定をしたとき
- (6) 所轄庁から設立認証の取消しを受けたとき

2. 前項第 1 号の事由により当法人を解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により当法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 48 条 (残余財産の帰属)

当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第 49 条 (合 併)

当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公 告

第 5 0 条 (公告の方法)

当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

但し、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告は官報に掲載して行う。

第 1 0 章 事 務 局

第 5 1 条 (事務局の設置)

当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第 5 2 条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第 5 3 条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 1 1 章 雑 則

第 5 4 条 (諸 規 程)

この定款の施行に必要な諸規程・細則等は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1. この定款は、当法人の設立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 三 平 俊 悦
副 理 事 長 鈴 木 猛
副 理 事 長 近 江 彰

理 事 赤 川 均
理 事 阿 部 信 男
理 事 石 谷 洋 子
理 事 富 田 鉄 人
理 事 遠 藤 徳家志
理 事 大 淵 清 一
理 事 加 賀 幸 夫
理 事 門 脇 成 英
理 事 岸 本 六 藏
理 事 小 松 慎 悦
理 事 佐 々 木 進
理 事 佐 藤 貞 直
理 事 武 内 曉
理 事 辻 村 豊 昭
理 事 畠 山 藤 雄
理 事 畑 澤 富美夫
理 事 藤 原 和 広
理 事 船 木 一 美
理 事 武 藤 三 郎
理 事 門 間 悌 一
理 事 和 田 武 男
監 事 保 坂 悟
監 事 山 本 東四春

3. 当法人の設立当初の役員は、第 1 6 条の規定に係らず設立の日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日までとする。

4. 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 4 1 条の規定に係らず設立総会で定めるところによる。

5. 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に係らず次の各号の額とする。

- (1) 入 会 金 0 円
- (2) 正会員年会費 (団体) 1 0, 0 0 0 円
(個人) 3, 0 0 0 円
- (3) 賛助会員会費 (一口) 3, 0 0 0 円

但し、団体は 2 口以上とする。

令和2年3月4日

本定款は相違ありません。

NPO法人秋田ふるさと支援団

理事長 三平俊樹

